

い。当然この地方行政委員会でも取上げて問題にしてほしい。従つて大蔵省の意見と地方財政委員会の意見がどちらが正しいかというようなことも、われわれの決定しなければならぬ問題だということを、地方財政委員会ではつきりは今週中に終ると言つておりますのに、この地方行政委員会では警察問題言つておるのでです。この問題を、私どもは今までこの委員会としてはほつただけを取上げまして、しかもそれをさらかしてあります。しかも予算委員会は、だからこの際どうしても地方財政問題は、委員会としてはつきりとした結論を出すべき責任がある、そういうふうに考えます。單なる地方財政の研究とか何とかいう問題でなしに、地方政府委員会としてあの地方財政委員会の出したました附記、あれに対するはつきりした結論を出すべきときだと思いますが、この問題をそういう形で、委員会で決定なさる機会をおつくりになる御意思があるかどうか、委員長にお尋ねいたします。またきょうは定足数に満ちておりませんが、お開きになつたのですから、委員会としても、その態度をきめていたくよう、私動議を出したいと思います。

御意見をいろいろ伺つて、運行したいと考えているわけであります。

○立花委員 実は大蔵省の意見もまだ聞いていないわけです。大蔵省の意見を聞こうとしたいときの委員会が流れまして、それから十日にもなりますと、依然として大蔵省の意見も聞いておりません。こういうわけで、委員長が回避しているわけじやないとおつしやいますが、事実上回避している形になります。大体委員会を開いても、非常に出席が悪くて、今日はまあ三人、四人、五人くらい出て来ておられます。が、いつも一人か二人しか出て来ておられない。こういうことでは、回避しているという事が、いくら委員長が否定されましても、おおうことはできないと思う。しかもさつき言いましたように、警察法の改正案もまだはつきりしていないような警察問題を毎日取上げて、地方財政の問題はちつとも取上げないという事実は、どういたしましても、回避していると言われてもしかたがない。これをほんとうに回避しないとおつしやるなら、今申しますしたような形で、委員会の結論をはつきり出すような審議をやつていただきたいと思います。

そうすると、今までわれくがこの委員会で専前審議をしておつたことは、委員長としてもこの委員会の意見なり希望なりは相当反映しているのですか、どうなんですか。これを委員長に承りたい。

○前尾委員長　開議決定の問題は私は関知しないのですが、伝え聞くところでは、別にきまつたものだとは、私考えておりません。なおまたどういう開議の決定の方式かもわかりませんが、それでそのまま確定的のものだとも、私実際上考えられないと思つております。従つて実は今後的小委員会でもおやり願うようになつてるので、むしろ本委員会としては、その前に——議員立法でなくとも、いずれにして当然やるべきことでもありますから、決してむだではない。こちらで引受けたてつているわけですから、その点御了承願います。

○大泉委員　そこで私は前にも要望しておきましたが、党のことをここで申し上げてはまずいですけれども、この委員会の空氣を党の幹部あるいは党に對して十分反映せしめて、党の代表として出ている閑僚が、これを採納するようにして行くならば、われくとしてもけつこうなんです。ところがその審議中に開議が決定されて、しかも一回も主管大臣が出て内容も話をしない。それは小委員会では、そういう一つの方針をとられるという考え方もあつたのでありますよけれども、それでは今まで委員会として審議したのはあまりにもむだであつた。もちろん委員会總体のことですから、むだもあるいはやむを得ないかも知れない。反対党の方々は政府を追究するという質問もあり

ましようけれども、われわれの方はそうじやない。政府の立案に対する建設的な意見として質問に名をかりてやつてある。ところがそれが無視されてしまう。委員会でどう審議しても、むだなんだから出て来ないという結果になります。それで委員長が委員会の空氣を十分に反映せしめてこそ、われくはこの委員会の審議に当る意義がある。ところがそれが無視されてしまう。けつとばされて、開議決定になつたならば、委員会でどう審議しても、むだなんだから出て来ないという結果になります。この点どう考えるか。

○前尾委員長 そういうわけで御出席にならないのぢやないと思います。これは党の内部の問題ですが、警察問題あるいは党としての態度を決定するには、政府として司令部に交渉するとかなんとか、いう意味で、一應開議で話合いはできているかもわかりません。しかしこれは絶対的に確定的なものだと私考えておりません。

○立花委員 警察問題は小委員会でやつていると言いますけれども、小委員会では、私傍聴しておりましたが、ほとんどやらなかつたと思います。あの小委員会の場合も非常に不満なので、なぜ共産党を入れないのであるのか。共産党はどう反対するだろうから入れないので、なぜ入れないのであるのかはつきりしてもらいたい。小委員長は、委員長と相談して理事会に詰つてやると言ひながら、いまだにはつきりしない。どういふ意見なのかな、この点はつきりしておいていただきたい。

それから警察の問題は、結局財政の問題です。今非常に自治体は財政の問題で困つております。町村は困つてお

ります。あるいは市も困つております。その困つておる状態から、自治体警察返上の意見が起つて来ているのです。もし財政がゆたかであれば、自治体警察返上の意見なんか起つて来るはずがない。そういう財政的に困難の状態に陥れておいて、自治体警察返上の意見を上げさせておいて、自治体警察とましても、財政の問題をほうつておきまして、町村長を招いて、財政の困難から自治体警察返上その他の意見が出来来るのだけを取上げておつたのであるけれども、この委員会といいたしまして、この委員会自体が非常に不公平なやり方をしておると言われてもしかたがない。この二つのことについてお答え願いたい。

○前尾委員長 小委員会の問題については、理事会に諮つて決定するということを申し上げておるので……。

○立花委員 もう何日も前から言つておるけれども、決定しない。

○前尾委員長 いや、それはきょうが定例日でありますから、理事の方がみんなお集まりになつたら話合いをしようと思つております。

それからそのあと問題は、財政の問題と関連あることはもちろんよく知つております。従つて実体的にそういう審議をしていただくなつもりでおるのであります。ただこの間から申し上げておるようには、すでに通知をして、そうして皆さんにおいでを願つて、参考人の意見を聞いておるのですから、それをみな済ましてしまわなければどうにも動きがそれないので、御了承願います。

それでは先般來の警察法改正に關し

声はたくさんありますから、これを解決する意味において、この定員のわくを解くということは、私どもとしては賛成しております。

そうすると、もう一つここに疑問が起ります。定員のわくをはずして、当該町村の自由にまかせるということになれば、従来七人が八人の警察が、七人にしよう、四人にしよう、極端なことを言えば一人にしよう、というても、人、八人はどうも多過ぎて困るから、三人にしよう、四人にしよう、極端なことをいっては成り立つことになりますが、あまりに少いということは、何らか制限を設けなくちやいかぬじやないかといふような感じを持つております。

次に、従来は何分のいか市街地を構成する人口五千人以上のところは自治体警察を設ければならぬという問題であります。が、今度の改正案によりますと、市制をしているところは必ず自治体警察を設ければならぬ。そのほかの町村においては、その町村の自由意思にまかせると申しますか、従来の自治体警察は解消するとかあるいは何とか、とにかくその町村の自由にまかせるということあります。この点は現状においてはやむを得ないとと思うので、特に反対すべきことじやない、こういふうに私は考えております。しかしながら現在自治体警察を置いておるところは、これから解消もできるし、何でもできる。その町の意思を現わす方法——方法と申しますと、町民の一般投票によるとか、町会あるいは村会の議決によるとかいろいろな方法があるだろと思いませんが、実際問題としては相当むずかしい問題で、大いに検討を要する問題だと思ってお

ります。同時に従来は五千人以下の町村であつたが、それで自治体警察も設けることができなかつた。そういう町村でも、その周囲のものが組合をつくつて、従来自治体警察がなかつた町村だけでも、合体して組合警察をつくつて、あるいはまた従来自治体警察を持つて、いる町村に近接した町村が、それと組合警察をつくるといふような規定を設くる必要がある。こういふうに私は存じております。

次に公安委員の資格の問題であります。が、御承知の通り、これまでの公安委員になるのに、いわゆる官吏であつた者は一切まりならぬといふようなりますと、これが二十年前あるいは三十年、四十年前でも、わざかな期間官吏をしておつた者は公安委員になる資格はないといふようなことで、実際問題として、公安委員の選挙に非常に困つたといふのが実情であります。

この資格のことについて緩和をすることは、私は最も必要なことだらうと思つて、この点は大いに賛意を表します。のみならずわれくは以前に、公安委員の資格については、もう少し緩和をするようにといふような陳情書を出したか田さぬか私記憶ありませんが、とにかくそういうことを議論にいたして論じたこともあるくらいであります。

それから国警と自警の相互間の援助の問題、自治体警察相互間の援助の問題を、今度改正になるについては、私が一步進んで自治体同士の援助も、ばつき明文化されんことを希望いたしましたら、国警の本部、管区の本部、都道府県の本部要員としてお使いになります。そもそもは

の費用は、国費で負担するといふようなことを明文化される。こういふうにわれ／＼自治体公安委員連合会としては考えております。

非常にずさんな陳述をいたしましたが、大阪の公安委員長も見えておりませんので、足りないところは補足していくださるだらうと思いますから、私はここで終ります。

○前尾委員長 それでは次に神宅参考人の御意見を承ります。

○神宅参考人 自治体公安委員連絡協議会の意見の大体は、今小畑会長が申されたのに盡きるのであります。政府が改正案として御発表になつておられるところで、これが二十年前あるいは三十年、四十年前でも、わざかな期間官吏をしておつた者は公安委員になる資格はないといふようなことで、実際問題として、公安委員の選挙に非常に困つたといふのが実情であります。

国家地方警察の定員を二万人ふさ

れるといふのであります。が、国家地方警察は、小畑会長がお話になりましたことと得なかります。この二万人ふさるといふことは、小畑さんが言われましたように約四、五十億の国費が使用さるのだからとおつしやいますけれども、これはわれく国民が負担した税金であります。外國から援助をもらつた金ではないであります。私どもは相当税金の重圧に苦しんでおります。

その上になおかよくな方面に四、五十億という金が使はれることについては反対であります。ほんとうの治安を維持しようとするのならば、自治体警察の費用の足らないといふておる方へ、この金はおまわしを願えれば、國家の治安を維持するのに十分であろうと思います。これは後に説明を申し上げます五十八條の二の特殊犯罪の検挙の方に向けられるのではないかと思いますが、これなればなお混亂を来することは、あとで申し上げます。

それから五條の国家公安委員の欠格條項中、御改正になつて検事を入れられると、ひそかに考へられますのにかかるべきであります。そもそもは

るというお話をされました。これを辻公安委員長、斎藤長官にお聞きしますが、大蔵の公安委員長も見えておりませんので、足りないところは補足していくださるだらうと思いますから、私はここで終ります。

非常にずさんな陳述をいたしましたが、大蔵の公安委員長も見えておりませんので、足りないところは補足していくださるだらうと思いますから、私はここで終ります。

○前尾委員長 それでは次に神宅参考人の御意見を承ります。

○神宅参考人 自治体公安委員連絡協議会の意見の大体は、今小畑会長が申されたのに盡きるのであります。政府が改正案として御発表になつておられるところで、これが二十年前あるいは三十年、四十年前でも、わざかな期間官吏をしておつた者は公安委員になる資格はないといふようなことで、実際問題として、公安委員の選挙に非常に困つたといふのが実情であります。

国家地方警察の定員を二万人ふさ

れるといふのであります。が、国家地方警察は、小畑会長がお話になりましたことと得なかります。この二万人ふさるといふことは、小畑さんが言われましたように約四、五十億の国費が使用さるのだからとおつしやいますけれども、これはわれく国民が負担した税金であります。外國から援助をもらつた金ではないであります。私どもは相当税金の重圧に苦しんでおります。

その上になおかよくな方面に四、五十億という金が使はれることについては反対であります。ほんとうの治安を維持しようとするのならば、自治体警察の費用の足らないといふておる方へ、この金はおまわしを願えれば、國家の治安を維持するのに十分であろうと思います。これは後に説明を申し上げます五十八條の二の特殊犯罪の検挙の方に向けられるのではないかと思いますが、これなればなお混亂を来することは、あとで申し上げます。

それから五條の国家公安委員の欠格條項中、御改正になつて検事を入れられると、ひそかに考へられますのにかかるべきであります。そもそもは

の費用は、国費で負担するといふようなことを明文化される。こういふうにわれ／＼自治体公安委員連合会としては考えております。

非常にずさんな陳述をいたしましたが、大蔵の公安委員長も見えておりませんので、足りないところは補足していくださるだらうと思いますから、私はここで終ります。

○前尾委員長 それでは次に神宅参考人の御意見を承ります。

○神宅参考人 自治体公安委員連絡協議会の意見の大体は、今小畑会長が申されたのに尽きるのであります。政府が改正案として御発表になつておられるところで、これが二十年前あるいは三十年、四十年前でも、わざかな期間官吏をしておつた者は公安委員になる資格はないといふようなことで、実際問題として、公安委員の選挙に非常に困つたといふのが実情であります。

国家地方警察の定員を二万人ふさ

れるといふのであります。が、国家地方警察は、小畑会長がお話になりましたことと得なかります。この二万人ふさるといふことは、小畑さんが言われましたように約四、五十億の国費が使用さるのだからとおつしやいますけれども、これはわれく国民が負担した税金であります。外國から援助をもらつた金ではないであります。私どもは相当税金の重圧に苦しんでおります。

その上になおかよくな方面に四、五十億という金が使はれることについては反対であります。ほんとうの治安を維持しようとするのならば、自治体警察の費用の足らないといふておる方へ、この金はおまわしを願えれば、國家の治安を維持するのに十分であろうと思います。これは後に説明を申し上げます五十八條の二の特殊犯罪の検挙の方に向けられるのではないかと思いますが、これなればなお混亂を来することは、あとで申し上げます。

それから五條の国家公安委員の欠格條項中、御改正になつて検事を入れられると、ひそかに考へられますのにかかるべきであります。そもそもは

東員も、定員が非常に少くて、六名とか七名とかいうようなところがたくさんございますが、一つの警察署で、かりに六人の警察東員を擁しております。場合には、署長さんが一人、それから署僚が一人、司法主任が一人というふうにとつて参りますと、実際の外で働いていただく方は、ほとんどなくなっています。

しまうというのが現状でございます。

そういうような極端な場合でなしに、

かりに人口二万前後の町村にいたしま

しても、その警察東員はわずか二十數名でございます。一つの警察署を二十數名で構成いたしておましても、ふだんはそれほどの東員は入り用がない。通常の場合であればそれだけの警察東員は必要でないが、一旦何か騒擾事件でも起きるといふようなことになり、通常の場合はこれがただの少人数ではどうにもならない。いや、そ

ういうような特殊な場合はかりでない。経済取締りを一回やりますと、一

つの電車なら電車を押えるのに、二十人やそこらではとうてい仕事ができないでござります。つまりふだんはそれほどの人数がいらないが、少し大がかりな捜査でもありますときに、すぐに独立の警察署としての機能を発揮することができないというのが、現在の実情でございます。またその警察権の行使も、小さく限られた自治体の領域のみとどまつておりますと、他の方面に力が及びませんために、非常に大きな支障を来ておるというのが現状だと思います。

政委員会で、二年ばかり前に私はこういふようなことを申し上げたことがござります。自治体警察というのは、まことに相なつております。その結果か

とにこれは性能のいい耕作機械のよろなものだ、これが非常に広大な面積に向つて耕作機械を使いますと、その能率もよし、まことにぐあいがいいのだが、これが五畝や六畝の小さな畠へ持つて行つて耕作機械を使おうといつても、それは無理だといふようなことを私は申したことがござりますが、現在の自治体警察は、貧弱な町村におきましては、まさに非常な大きな馬力を持つた耕作機械だといふうに考るの

でございます。これが人口十万とか二十万とか、百万とか二百万という自治体におきましては、もちろんまことにつけたところござりますが、人口の少い町村においては、これはかえつて使いものにならぬ、かえつて不便だといふように考えておるのでござります。従つて町村会といたしまして、先ほど申し上げました通りに、何回となくこの改善を要望して参つたのでござります

が、最近に至りまして、実は町村会の中で意見が二つにわかれまして、その一つは今まで通りの主張を繰返して、

町村の自治体警察は返上すべしといつたで進んで参つたのでござりますが、

他の一部におきましては、どうも自治

論調査を行つたのでござりますが、そ

の結果をここに御報告申し上げて御参

考に供したいと存じます。回答が四百

七参つております。全体にいたします

と、千幾つかある町村のうち、約四割

ぐらいしか回答が参つております

で、その点まことに恐縮でございます

が、その結果次のよう数に相なつております。現状維持すべしといつて回答をして参りましたのが、四百七町村

うち十八でござります。そして設置基準を引上げよという結論に到達いたしましたのが、一万以上に基準を引上げようというのが十三、三万ないし五万以上に上げよというのが百八、組合にすべきだという意見のうち、市町村を含めて組合を結成せよといつて、二、三お尋ねしたいと思います。

まず第一点は、警察行政の本質に触

れた御意見がなかつたと思ひますが、

一つの警察が理想的な形態で單一警察署としての能力を發揮するのには、大

体どの程度の人員を必要とするか。こ

れはなはだ遺憾に存じます。

が、大体諸外国の例等を見まして、一つの警察署の構成人員は、大体二百名以上なくてはならぬということをお聞き

ております。二百名以上ないと、一つの警察署としての機能を發揮できな

い。この説からしますと、どうしても人口十万以上の都市でないと、いわゆる

取り締りも、自治体警察がこれをやることは自治体警察の本旨に反するのでないか、当然それは国家的見地から、國家警察が担任すべき業務までも対しては、再検討を加えるべき必要があるというので、いろいろと検討して参つたのでござります。この点については全国町村会としては一致した結論を得るに至つておりませんでした。どこまでも自治体警察を小さな町村では引上げよというのが二百八十三と

いう多数を占めるのでござります。つまり全体の回答数の四百七のうち七割程度が、こういつたような御意見であ

る、そして現状維持すべしという結論に到達した町村が、わずかに十八だ

ったということを、ぜひ皆様方に御記憶いただきたいと考えるのでございま

ったのでござります。最近私の方で各

自治体警察設置町村に対しまして、輿論調査を行つたのでござりますが、そ

の結果をここに御報告申し上げて御参考に供したいと存じます。回答が四百

七参つております。全体にいたしま

す。

○藤田委員 それでは、金剛参考人

は所用のためにお帰りになつたよう

で、そのままに恐縮でござります。

まして、御参考にいたす次第であります。

参考人に対して質問がありますればこそ。

これを許します。

○藤田委員 午前中からいろいろ有意義なる公述をいただきましたが、どの参考人の方

も省略されておりました点に関しまして、二、三お尋ねしたいと思います。

まず第一点は、警察行政の本質に触

れた御意見がなかつたと思ひますが、

一つの警察が理想的な形態で單一警察署としての能力を發揮するのには、大

体どの程度の人員を必要とするか。こ

れが、大体諸外国の例等を見まして、一

つの警察署の構成人員は、大体二百名

以上なくてはならぬということをお聞い

ております。二百名以上ないと、一つの警察署としての機能を發揮できな

い。この説からしますと、どうしても人口十万以上の都市でないと、いわゆる

る自治警の能力の妙味が發揮できぬと、いろいろな気がいたしますので、参考のためにお聞きしたのであります。大体大阪の公安委員長の御意見はわかりました。

次にお伺いしたいのは、先ほど來の公述におきまして、特殊犯罪、重要犯の捜査に関しまして、いろいろ御意見が出ております。現在の法務府にございまして特審局の機構を拡充してやる方法を、多数の方が述べられておりましたが、これは現在の法務府内の特審局を拡大強化するという御意見と承つてよろしゆうございましょうか。それとも別個の、大体特審局的な機関をつくるお気持で述べられたのであるか、お伺いしたいと思います。アメリカにおきましては、御承知の通り、連邦捜査局FBIといいうのがありますとして、相当重要な国家的犯罪に関しましては、国家地方警察が自治警の管轄内に入つて捜査をやつております。先ほど述べられました特審局の機構の拡充というのは、調査だけであるか、あるいは捜査まで特審局を拡充してやらせたいと

○小畠参考人 お答え申します。特審局の拡大強化というような言葉を先ほど使いましたが、どういうふうな機構にするか、現在の特審局をそのままにしておいて拡大するか、あるいは別に特審局みたいなものをつくるかということですが、私は現在の特審局をそのまま拡大して、そういう部面をつくつてもよろしい、別につくつてもよろしい。それはただ現在の行政機構のあん

次にお伺いしたいのは、先ほど來の公述におきまして、特殊犯罪、重要犯の捜査に関しまして、いろいろ御意見が出ております。現在の法務府にございまして特審局の機構を拡充してやる方法を、多数の方が述べられておりましたが、これは現在の法務府内の特審局を拡大強化するという御意見と承つてよろしゆうございましょうか。それとも別個の、大体特審局的な機関をつくるお気持で述べられたのであるか、お伺いしたいと思います。アメリカにおきましては、御承知の通り、連邦捜査局FBIといいうのがありますとして、相当重要な国家的犯罪に関しましては、国家地方警察が自治警の管轄内に入つて捜査をやつております。先ほど述べられました特審局の機構の拡充というのは、調査だけであるか、あるいは捜査まで特審局を拡充してやらせたいと

○藤田委員 ただいまの特審局の問題は大体了承しましたが、国家公安委員会の権限と申しますか、構成に関しまして、大坂の警視総監から非常にきちんとした意見が出ております。われくも大体賛成であります。現在のところは、執行機関たる下部組織を持つた國家公安委員会はよろしくない。国家地方警察本部の事務局がそのまま国家公安委員会の執行機関になつております。改組することが国家公安委員会の運営上、非常に妙味を發揮できる。ただし改組するに当たっては、たとえば国家消防庁のこととき機關に対することがよろしいのではないか。執行的な下部組織を持たない国家公安委員会に改組することが国家公安委員会の運営上、非常に妙味を發揮できる。ただし改組するに当たっては、たとえば国家消防庁のこととき機關に対することがよろしいのではないか。執行的な下

○神宅参考人 ただいまの点であります。御意見がありましたら、拜聴いたしましたがよろしく、その不備欠陥と、その後の実績を考えなくてはならぬ。最後には、外國の反響も十分注意しなくてはならない。国家地方警察の試案といわれる斎藤国警長官の談話が、先般新聞に発表されました。ニュージーランド、オーストラリア等におきましては、ものすごい反対の報道の連日掲載されております。こういう点から、われくとては警察法の改正を冷靜に研究しておられるというこの事を聞かしていただきたい、こういうことを申し上げたのですが、それ以上お答えがなかなかないのだろうから、それをどこへ配置せられた私ども二万人というものは、ただ天井をぶらんでお考えになつた数字であります。大体法務省は、二

○藤田委員 国家地方警察の原案と称せられるものの中に、犯罪情報の報告官であるというふうに言われておりましたが、大体鈴木警視総監が考えておりま

ばいで、どちらでもいいと思つております。便利な方がいいでしょう。そうして捜査だけにするか、検挙までやるかということは、さしあたりは私は捜査だけでいいと思う。そしていよいよ逮捕という段階に入ったときには、場合によって自治警にそれを命ずるとか、あるいは地方警察に命ずるというふうな機構にしたらしいのです。しかしながら、この点は、われく御承知の通りじろうとありますから、そなう具体的なことは、実際の業務に当つておる警察側のよく研究すべきことだと考えております。

○神宅参考人 私たちの考え方としまして、警察法の改正に関しまして、大体間でございませんが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一七つのことを考えております。これは、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究する。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考えなくてはいかぬ。第四には、現下の政情ももちろん考えなくてはならぬ。第五番目には、当面緊急な講和後の治安といふことを考えなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がありましたが、改めて五十四條の後段に、「これらの警察は、相互に協力する義務を負う」という規定があります。現に情報の交換はやつておられるのありますが、これは五十四條の後段に、「これらの警察は、相互に協力する義務を負う」という規定があります。現に情報の交換はやつておられるのを伺いしておきたいと思います。

○神宅参考人 その点に対してお答えいたしました。現に情報の交換はやつておられるのを伺いしておきたいと思います。

○藤田委員 私たちの考え方としまして、警察法の改正に関しまして、大体間でございませんが、御参考に申し上げます。保安委員の任務にふさわしいんじやないか、かように考えております。

○神宅参考人 お答えいたしました。その点につきましては、斎藤長官と辻公一が、あるいは地方警察に命ずるというふうな機構にしたらしいのです。しかし、漠然とはそう考えております。しかししながら、この点は、われく御承知の通りじろうとありますから、そなう具体的なことは、実際の業務に当つておる警察側のよく研究すべきことだと考えております。

○神宅参考人 お答えいたしました。その点につきましては、斎藤長官と辻公一が、あるいは地方警察に命ずるというふうな機構にしたらしいのです。しかし、漠然とはそう考えております。しかししながら、この点は、われく御承知の通りじろうとありますから、そなう具体的なことは、実際の業務に当つておる警察側のよく研究すべきことだと考えております。

○神宅参考人 お答えいたしました。その点につきましては、斎藤長官と辻公一が、あるいは地方警察に命ずるというふうな機構にしたらしいのです。しかし、漠然とはそう考えております。しかししながら、この点は、われく御承知の通りじろうとありますから、そなう具体的なことは、実際の業務に当つておる警察側のよく研究すべきことだと考えております。

○神宅参考人 お答えいたしました。その点につきましては、斎藤長官と辻公一が、あるいは地方警察に命ずるというふうな機構にしたらしいのです。しかし、漠然とはそう考えております。しかししながら、この点は、われく御承知の通りじろうとありますから、そなう具体的なことは、実際の業務に当つておる警察側のよく研究すべきことだと考えております。

○神宅参考人 お答えいたしました。その点につきましては、斎藤長官と辻公一が、あるいは地方警察に命ずるというふうな機構にしたらしいのです。しかし、漠然とはそう考えております。しかししながら、この点は、われく御承知の通りじろうとありますから、そなう具体的なことは、実際の業務に当つておる警察側のよく研究すべきことだと考えております。

○小畠参考人 私どもは別にこれをアッショとか何とかいうふうには考へませんが、ただ全般的にもとの原案を通觀いたしますと、何かしらやはりここに中央集権化するおそれがあるものなりというふうに、私どもは認めております。それ以上のことは、理念はどこにあるかということについて明確な答弁は私はしかねます。

○立花委員 わからぬ点がありますので、最初の方にもう一度伺つておきたいと思いますが、警察事務の再配分だと御解釈になつておるといふことはけつこうなんですが、再配分の方向の問題なんです。現在すでに警察事務の配分は、ある程度警察法によつて新しく方向が生み出されておるはずなんで、それはいわゆる新しい警察法の形で、警察の民主化、自治体警察の方向という形が出てゐるわけです。この際すでに新しい警察事務の再配分は方向づけられておるはずですが、これと今回の改正との間の關係、これをどういうふうにお考へなのか。

○白鳥参考人 お答え申し上げます。

私たち今まで、自治権の拡充といふことについては、初めからそういう方向で主張し続けて参つたのでございま

す。また当方行政委員会におかれま

しても、常に私たちを指導御鞭撻くだ

さしまして、自治権の拡充についてお

勧きいただきましたことを常日ごろ感

謝いたしております。しかし

自治権の拡充と申しましても、そこには

一定の限度がございまして、すべての

警察事務を自治体にまかせるなら、そ

れが自治権の拡充だとは、ゆめさら考

えておりません。今までの警察法によ

りますと、先ほど申しました通りに、

も、地方でやるべき仕事を国家がやつ

てゐるもののがたくさんあるので、それ

も、自治体警察に分担させられている

わけであります。これはちよど今ま

での他の行政方面におきまして同じ

ように、私たちが町村の事務としてとり

行つておりますものの七割は、実は國

家の事務なんであります。こういうよ

うなあり方が、自治権の拡充には不適

当だというので、行政事務の再配分と

あなたがちすべての業務を自治体に委譲

するのが地方分権だとは考えておりま

せん。そういう意味で、今回の改正も

警察事務の再配分の線に沿つたものだ

といふうにお考へおる次第でござい

ます。

○立花委員

大阪の鈴木総監の意見に

よりますと、國家警察といふ考へ方自

体が間違つてゐる。あれは國家地方警

察だ、國家警察ではないのだ。ここに

大きな錯覚があるのではないか。國家

警察自体も地方警察だ。戦争時代の國

家警察の弊害を、自治体警察あるいは

國家地方警察にすることによつて、初

から国家警察といふ考へ方は、一つの

錯覚なんだ。といふうに大阪の警視総

監は言つてゐる。私も本質的にはそう

だと思う。だから國家警察のやるべき

仕事が何があつて、それを自治体に押

しつけるのはおかしいので、その間の

混濁があるから再配分をやるのだ、こ

うなつて参りますと、根本的な考へ方

をお考へなければいかぬのじや

ないかと思うわけなんです。現在政府

がいつつおります行政事務の再配分

も、地方でやるべき仕事を国家がやつ

てゐるもののがたくさんあるので、それ

も、自治体警察に分担させられている

わけであります。これはちよど今ま

での他の行政方面におきまして同じ

ように、私たちが町村の事務としてとり

行つておりますもの七割は、実は國

家の事務なんであります。こういうよ

うなあり方が、自治権の拡充には不適

当だというので、行政事務の再配分と

あなたがちすべての業務を自治体に委譲

するのが地方分権だとは考えておりま

せん。そういう意味で、今回の改正も

警察事務の再配分の線に沿つたものだ

といふうにお考へおる次第でござい

ます。

○白鳥参考人

私この議事録をよく存

じません、参考人から議員に御質問を

申し上げ、まことに恐縮でござい

ます。そういうことでござります。

その点に非常な意見の食い違いがある

と思ふのですが、その点ひつ……。

ただなければならぬ問題があると思

うのですが、この点はどうですか。

○白鳥参考人 まことに恐縮でござい

ます。たとえば密貿易の取締りとい

うようなことも、これは自治体警察が當

然やるべき仕事だとお考へになつてい

らつてしまふようか、お伺いしたい

のでございます。自治体警察がやつて

いる仕事でも、当然国家警察として国

家の警察力で運営しなければならぬ

ようなことでも、一切合財現在では

自治体警察がやらざれてゐるといふ点

について、先ほど私が申しましたよ

うな実例があるのでございますが、それ

はいかがお考へございましょうか、

お教へ願いたいと思います。

○立花委員 そういう個々の問題につ

いてはいろいろな点もございまし

ます。

○前尾委員長 いや、別にとめたとい

うわけではないのです。そういうこ

とにかつておるから、適当なところで

思ひます。委員長さえよければ……。

やつてももらいたいという意味で……。

○立花委員 あまり問題がこまかくな

りますので、今の問題はこの程度でど

どめおきたいと思いますが、しかし

やはり私どもは個々の現象にとらわれ

てゐるもののがたくさんあるので、それも、自治体警察に分担させられているわけであります。これはちよど今までの他の行政方面におきまして同じように、私たちが町村の事務としてとり行つておりますもの七割は、実は國家の事務なんであります。こういうような傾向がござります。御承知の通りに、私たちが町村の事務としてとり行つておりますもの七割は、実は國家の事務なんであります。こういうよななりと、何かしらやはりここに中央集権化するおそれがあるものになります。それ以上のことは、理念はどこにあるかということについて明確な答弁は私はしかねます。

○立花委員 わからぬ点がありますので、最初の方にもう一度伺つておきたいと思いますが、警察事務の再配分だと御解釈になつておるといふことはけつこうなんですが、再配分の方向の問題なんです。現在すでに警察事務の再配分は、ある程度警察法によつて新しく方向が生み出されておるはずなんで、それはいわゆる新しい警察法の形で、警察の民主化、自治体警察の方向という形が出てゐるわけです。この際すでに新しい警察事務の再配分は方向づけられておるはずですが、これと今回の改正との間の關係、これをどういうふうにお考へなのか。

○白鳥参考人 お答え申し上げます。

私たち今まで、自治権の拡充といふことについては、初めからそういう方向で主張し続けて参つたのでございま

至当であろうと思う。そういう形で、今までの改正案が、何か国民の知らない間に、国民のわからないところから出て来ているという感じがするのです。

が、そういうところに改正案の本質があるのじやないかと思う。それでせつかりあなたたちに来ていただいているのは、何のために来ていただいているのかわからない。もとと極言いたしまして、議会の民主主義の仮面を脱いだまにあなたたちに来ていただいているのかわからない。もとと極言いたしまして、議会の民主主義の仮面を脱いだまにあなたたちに来ていただいているのかわからない。

ういうところに私は守られるのではないかと思う。ほんとうに忌憚のない御意見をひとつはつきりお出し願うようにお願いしたいと思います。

それでは具体的なことに入りたいと思します。町村に国家警察が独立して入つて参ります場合に、公安委員会との関係あるいは首長との関係が、水に油をませたような形になつて来るのではないか。これは公安委員はなくなるかも知れませんが、首長との関係がはたして円滑に行くかどうか。そういう点で御疑惑をお持ちになつたことはないでしようか。これをひとつ伺います。

○白鳥参考人 私その点について今まで公然疑惑を持つたことはございません。今までの警察法によりましても、私たちの反対にかかわらず改正案をつくつて、実質はそれを強行して行く、こういうところにこの案の改正の本質があるのではないかと思うのですが、そういう点で、どういうふうな御批判なり御意見をお持ちであるか、承つておきたい。

○小畠参考人 何もお答えすることはございません。

○前田委員長 答弁ないそうです。

それから立花君、政府が呼んでいるわけではないのです。この委員会で参考人を呼んでいるのですから、そのつもりで……。

○立花委員 私どもはせつから国会へ代表として来られた参考人の方から、忌憚のない御意見をやはり聞かしていただきたいと思うのです。部分的な御意見だけですが、本心がわかりませんので、やはり根本的な点に触れての忌憚のない御意見をお吐き願うようお願いしておきます。国会の自主権はこ

ういうところに私は守られるのではないかと思う。ほんとうに忌憚のない御意見をひとつはつきりお出し願うようにお願いしたいと思います。

それでは具体的なことに入りたいと思します。町村に国家警察が独立して入つて参ります場合に、公安委員会との関係あるいは首長との関係が、水に油をませたような形になつて来るのではないか。これは公安委員はなくなるかも知れませんが、首長との関係がはたして円滑に行くかどうか。そういう点で御疑惑をお持ちになつたことはないでしようか。これをひとつ伺います。

○白鳥参考人 私はただいまのお話の意味がよくわかりません。従つて私は答弁もいたしかねます。

○立花委員 具体的な例をあけると非常によくわかるじやないかと思うのですが、たとえばこの間神戸事件という事務につきましては全然タッチしておられません。従つて今後、自治体警察のありました町に国家警察が入つて参りましたとしても、今までと何ら事情はかわらないというふうに考えております。

○立花委員 警察の事務にタッチしておられないのはこれは当然だと思うのではありません。これは國家警察の署長等の意見を聞いて、どうも私御意見を承つておりまして、びんと來ないのでございません。自分のことは私たち一番よくわかっておりますから、自分のことを申し上げますと、私は今まで警察の署長とか、あるいはその他の警察官に会うことさえ努力して避けておりません。私が警察署にしばしば出入りいたしますと、そうでなくともいい腹を探られるというようなこともありますと考えます。私が警察署にしぶしぶ出入りした場合は、自治体警察であれば、自治体の公安委員を通じてやはりある程度の緊密な連絡は首長と議会とにありますので、何か催しごとでもなければ、多分に起つて来るのではないか。それが、たとえばこの間神戸事件といふ問題で区役所、首長に要求したわけですが、たとえばこの間神戸事件といふ問題で、それから職業紹介の問題、こういふ問題、それから生活保護法の適用の問題、それから警備の問題、こういふ問題で区役所、首長に要求したわけです。これに警察署が介入して参りましてああいう事件になつたわけですが、そういう場合には、これはやはり首長は警察の問題とは全然関係がないのだというふうにはつておけない場合だけでございまして、警備の問題、それから警備行政そのものには、やはり首長の意見が取入れられない

の考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべきではありません。そこには、その考え方を首長の方に影響を及ぼすべき

ないわけなんですが、ほんとうに地方住民のための行政を、警察行政をも含めておやりにならうとするなれば、その間の矛盾をお感じになるのが私當然だと思うのですが、そういう点もちつともお感じにならないのですか。

○白鳥参考人 別に矛盾を感じておらないのでございます。と申しますのは、警察事務も含めたと申しますけれども、私ども自治体の首長は決して警察事務までタッチしておりません。そこにはございませんで、教育の方面におきまして、校長なら校長に対して私たち教育の内容について決してとやかく申しません。校長にこれはもうまかせつきりでございます。警対事務のことにつきましては警対署長に、あるいは公安委員会にまかせつきりなんでございますから、その点首長として何ら不満も感しませんし、何回も御質問がござりますが、どうもこれ以上申し上げようがないと考えておるのでございます。

○前尾委員長 立花君、ほかにもまだ質疑者があるのでありますから、簡単にやつてもらいたいと思います。

○立花委員 よろしくございます。これは裏返しにしてみればわかると思うのですが、住民の方から見れば、やはり自分たちが持つてある公安委員会、自分が持つてある警対署といふ建前と国家警対といふ建前とは相当違うのではございまして、そういう点からお考えいただければ、單に市長あるいは町長としての事務の面だけからお考えにならないで、そういう点からお考えになれば理解していただけると思うの

ですが、この問題は今後の問題になるだらうと思いますので、このくらいに

お聞きしておきたい

と思いまして、警対力の増強を望んでおられるという御意見があつたように思ひますが、それは全体としての自

治体の意向なんでしょうか、それとも特に急激に入口が増加したところの意見でしようか。その点をはつきりしておいていただきないと、非常に誤解が生じますので、全体としての、全国一萬幾つに達します町村が、すべて警対力の増強を望んでおるのかどうか、また客観的に警対力を増強する必要があるのかどうか、また言いかえますと、市町村の治安がそれだけ乱れておるといふ御認定を持つておられるのかどうか、その点をひとつ……。

○神宅参考人 全体の自治体が警対更員の増強を望んでおりません。ただ急激に人口が増加しまして、自治体警対の存廃に関し相当議論がわかれています。上級小であります。弱小の自治体警対では、大都市では別にこれを九万五千人割当られました政令制定當時の人口と非常に違つております

から、その増強を望んでおられます。尼ヶ崎市もこのようないい意見があるということを、直接ではありませんが、間接に聞いたことがあります。

それから最後にお聞きしておきたいと思いまして、警対力の増強を望んでおられるという御意見があつたように思ひますが、それは全体としての自

治体の意向なんでしょうか、それとも特に急激に入口が増加したところの意見でしようか。その点をはつきりしておいていただきないと、非常に誤解が生じますので、全体としての、全国一萬幾つに達します町村が、すべて警対力の増強を望んでおるのかどうか、また客観的に警対力を増強する必要があるのかどうか、また言いかえますと、市町村の治安がそれだけ乱れておるといふ御認定を持つておられるのかどうか、その点をひとつ……。

○立花委員 公安委員長にお尋ねしたいのですが、公安委員長は現在の改正案にあります市町村に警対の設定をまかすという何があるのですが、そういう場合に全国的な見通しはお持ちでしょうか。

○前尾委員人 今度の改正案が通りましたならば、どうなる見込みかという御質問であります。それは私はよくわかりません。そう申すよりほかにありません。

○立花委員 参考人でありますから、そのつもりでやつていただきたいと……。

○前尾委員人 そうすると、最後にお尋ねいたしますが、警対の問題ではござん金刺さんですか御意見がありましたが、全國の警対を全部自治体警対一本にするという御意見があつたのですがあ、あの問題は、そういうことを主張されます。裏には、多分に警対予備隊の問題があるじゃないかと思つておきます。

○白鳥参考人 先ほど私公述をいたしました通りに、これについては二通り見であるのか、それをはつきり伺つておきたいと思います。

○白鳥参考人 先ほど私公述をいたしました通りに、これについては二通り

であります。これでは一つの警対署としては、そういうふうに急激に人口の増加した都市におきましては、治安の増加を望んでおるもののが少しあるやうに聞いておりますが、非常にたくさんあるといふようなことは、まだ聞いておりません。

○立花委員 公安委員長にお尋ねしたいのですが、公安委員長は現在の改正案にあります市町村に警対の設定をまかすという何があるのですが、そういう場合に全国的な見通しはお持ちでしょうか。

○門司委員 もう大体聞き盡されていりますが、ただ一つ自治体の責任者がありますが、ただ一つ自治体の責任者がおいでになつておられるのでお聞きしたがおいでになつておられるのかどうか、その点をひとつ……。

○立花委員 参考人でありますから、そのつもりでやつていただきたいと……。

○前尾委員人 警対予備隊についての見解と申しますが、警対予備隊はどういうものだとお聞きます。町村会の理由があるわけであります。町村会で今自治体警対の返上を唱えて参つたのを改訂してもらいたいといふような意見があるのか、それをはつきり伺つておきたいと思います。

○白鳥参考人 重ねてお答え申し上げます。私たち町村会といたしますれば、政府原案通りに三万ないし五万

あるいは市に限つて必置機関とし、町

警察といらはるはあまり規模が小さ過ぎて、冗談がかかり過ぎるというふうに考えています。

○床次委員 大体わかりましたが、ただいまのお話を承りますと、結局郡單位のような相当町村の数を集めてやりましたならば、自治体警察でもよろしいという結論が出るかと思うのであります。しかしこういう農村地帯のような町村が幾つ集まつても、自治体警察のりづばなものはできないのだというお考えか、あるいは都市のようないの密集したところ、こういうところだとすれば自治体警察はうまく行くのだが、こういうふうなお考えがあるかどうか承りたい。もう一回繰返しますと、たとえば郡単位に組合町村をつくり行きましたならば、大都市といふもののはその中に入つておらなくてはなりません。それでこれをもつて、全部終了いたしました。

○前尾委員長 本日の参考人の意見の聽取について、この際参考人の方々に一言ございさしつ申し上げます。最初にも申し上げました通りに、非常に御多忙の中をおいでくださいまして、しかも非常に長時間にわたりまして、忌憚のない御意見をお聞きせ願い、また質問にもお答え願いまして、今後の委員会としまして、まことに参考になるところが多くありますことを、一同にかわりました。

○神宅参考人 さつぱらんに話をせよといらはるはこの自治体警察が発足する當時から、私主張して参つた一人でござりますが、実際の運用を見ますと、あなたが組合の警察がうまく行つてゐることだけとは限らないようにも考えておられます。幸いに氣性のあつた町村で組合をつくるなら、それは結果もうまく行くかどか、相当の人口があり、規模の持てまする町村でありますれば、自治体警察としてよろしいかどうか、その点を伺いたい。

○白鳥参考人 組合警察のことは、実はこの自治体警察が発足する當時から、私主張して参つた一人でござりますが、実際の運用を見ますと、あなたが組合の警察がうまく行つてゐることだけとは限らないようにも考えておられます。幸いに氣性のあつた町村で組合をつくるなら、それは結果もうまく行くかどか、相当の人口があり、規模の持てまする町村でありますれば、自治体警察としてよろしいかどうか、その点を伺いたい。

○前尾委員長 これより消防に関する件を議題といたします。ただいま消防に関する小委員長川本未治君より発言を求められておりますのでこれを許します。川本消防に関する小委員長。

○川本委員 これより、さきに本委員会に設置せられました消防小委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。先ほど御指摘がありました通りに、農村地帯に参りますれば人口が非常に少い、財力も比較的弱い、そこへもつて来て警備する範囲も非常に大きないのでございますから、そういうようなところこそ、機動力を十分に持つた警察をつくらなければならぬ。その費用が並たいていではないのじやないかといふふうにも心配いたします。

○前尾委員長 それではこれをもつて本小委員会は、昨年十二月十一日十一名の小委員を本委員会において選任せられまして、不肖私が小委員長となつたのであります。爾來小委員会を開くこと二回、もつばら先般来問題となつておりました消防組織法の一部改正について、研究を遂げ、各方面とも連絡の上、改正法律案を作成いたしました。この改正案は、過日全国都市消防長会議において決議せられた事項、事業関係者から寄せられた陳情等のうち、おもなものを摘要しまして、これを消防講習連盟の常任幹事会にかけましたところ、ぜひみやかに法文化化しようということになりましたして、採択せられたものを取上げた次第であります。

改正案の内容は、これを大別しますと、次の二点であります。

すなはち第一点は、現行消防組織法第九條の規定を整備いたしまして、その意義を明瞭にし、消防組織の根幹たる各種の消防機関に對して法的根拠を與えるとともに、現行法がこれら消防機関の全部または一部を設けることができるとしてあります。設けなければならぬとして、市町村に必置の義務を命ずることにしようとするごとに思ひますけれども、そうでないところで、ただ隣接しているからといふだけで組合をつくるのは、うまく行く道理がないのじやないかといふふうに考えております。従つてどうしても自治体警察を現在の町村の区域まで広くやるというのならば、町村合併

活動をするか、あるいはその能率を向上するための消防関係者の教養訓練をする機関でありまして、これらを包括して、當該市町村の規模、能力、性格、運営等各般の具体的実情に即せしめようとするのであります。

改正案の第二点は、消防団員の災害補償制度の確立に関するものであります。「身を犠牲にして、水火の難に遭はならぬこととしたのは、これら消防機関の重要性を法の上に強調しようとするものであります。

もとより消防団は全国至るところ、いかなる山村僻地といえども設置せらるべきである。たとえ法律にこれを義務づけずとも、自衛のために自然発生的に組織せられる必要性のあるものであつて、その伝統より見るも、その數量及び消防活動の実際から見ても、その重要なことは言うまでもありませんが、現行法上その立場は必ずしも明らかではありません。人口やや集中して市街地的な場所になりますれば、消防団のほか常備消防の施設も置かれるようになり、さらに人口稠密、家屋連鎖の都市となりますが、火災の危険度も増大し、一般生活関係も複雑となるべくになります。常時訓練を行い、相当の設備をもつた専門的な消防施設が必要であります。

いやしくも市と名のつくようなところになりますれば、今日大多数消防署は、近代的科学的な消防施設を設置しておりますが、法律上もかゝる市街地は、近代的科学的な消防施設を設置しなければならないとすることが望ましいと考えられるのであります。よつてこれらの消防機関のいずれを重視とし、いずれを軽視とすることなく、すべてこれらを包括的に組織法の上に明記し、これらの機関の全部または一

部を設置すべき市町村の義務を明示いたしまして、その重要性を法律上に強調するとともに、以上の意味を含めて、当該市町村の規模、能力、性格、運営等各般の具体的実情に即せしめようとするのであります。

改正案の第三点は、消防団員の災害補償制度の確立に関するものであります。公職選挙法及た消防団員の公職立候補禁止の解除に関するものであります。公職選挙法及びこれに基いて発せられました施行令によりますと、消防団員は現職のまま公職の選挙は立候補することはできませんから、特に本法において、これが規定を新しく設けて、その欠陥を補わんといったものです。

改正案の第三点は、消防団長を含めた消防団員の公職立候補禁止の解除に關するものであります。公職選挙法及びこれに基いて発せられました施行令によりますと、消防団員は現職のまま公職の選挙は立候補することはできませんが、立候補できぬものであります。しかしながら非常勤の消防団員は、一般的の公務員とその性格は相當相違るものであります。実状におきましては、地方において消防団員の職にある者は、その土地における有識階級の者が多く、これらの人々が報酬の少い義務的に奉公している消防団員の職にあるのゆえをもつて、立候補できないといたしますことは、ただに本人に對しまして酷であるばかりでなく、広く人材を網羅し

防職員は公職においてまして、それぐ
の犠牲を受けましたときは、各地にお
いて相当な補償をいたずれにおいてもい
たしております。しかしこれが規定さ
れていないために、場所によつて人に
よつては非常に迷惑をし、ところによ
つては過分的な補償を受けておるところ
もあるといふような現状で、きはめて
不明確な状態にあつて、かえつてその
ために今日いろいろな問題が起きてお
るとも御承知だと思いますが、そぞ
いうような点からいたしましても、な
お最初に報告のときに申し上げました
ように、実際の面から見て非常勤のあ
の犠牲的にやつておられる消防団員
が、公職にて災害をこうむつたと
き、何もこれを補償する規定を持たな
いといふようなことが、はたしていい
か悪いかといふことは、多く申
し上げなくとも御承知だと思う。また
、その財政の裏づけはどうかとおつしや
るけれども、別にとの規定を設けたか
ら災害がふるえるわけではない。常に
共産党の諸君が言つてているように、下
の方の人たちを救つてやらなければな
らぬといふ共産党の諸君が、そういう
ことを設けることはどうかといふよう
な御質問を受けることすら、私は意外
に感ずる、こうしたことから私どもは
一般の犠牲的にやつておられる人に、
ひとしくその災害に対する補償を設け
ることは当然過ぎるほど当然だ、かよ
うに考えて地方公務員法制定の當時に
も、われくはその意味において賛成
しております。ところが特別職であり
まは深い考えは持つていないとこ

○立花委員 まつたくピントのはずれた御答弁で困るのですが、私は訓練をやるのがいいか悪いかを言つてはいなさい。訓練をやることに義務づけることには伴うところの財政的な問題、これをどういうふうにお考えになるか、また災害補償の問題も同様なのですが、災害補償をやつてはいけないというようなことは言つておらないのです。災害補償を義務づけた場合には、地方自治体としての財政支出をどう考えるか、それに対する対策をどうするかということを言つておられるわけなのです。

○川本委員 同じことを繰返してもよいがありませんが、要はさつきも申し上げたように、二段目の災害補償をやる場合の財政の裏づけはどうかといふお話をなすが、これはみずから規定を設けても、その町村において今までそういうことはやつておるのであります。規定を設けたから急に災害補償がふえるわけではないのです。そういう点につきましては、私が御答弁するところが少しひントはそれかもしれないが、聞かれる方のあなたもピントはそれでないかと私は思う。現に災害補償を設けたから、災害補償の額がふえると、いうなら、それはおのずから別だけれども、從来もあり、現在もある、ただそれを規定づけてやるということの方が、実際に消防団員が非常に安心して、動けるだろうという意味から設けてただけでありまして、別にこれが設けられたから特別にそういう経費がいるとは、私どもは考えておりません。現在も出しておるのでですから、こういう訓練に対しまして費用の問題でも、訓練するからといって地方の財政が、警察

署を設けるほどの大きな費用がいることは考えていないのであります。従いまして町村で条例によつて設けさして行く自由を認めておりますから、設けてあつても年に五回やるとか十回やるとかいう規定は設けてないのでありますから、それはおのずからその町村の財政の現状において行つて行かれるものだ。やり得る程度において最大の効力を發揮せられるように、それぐの町村の理事者がこれに對して御決定をされるべきだ、かよううに考えておりまますから、さして財政の問題については、私どもは心配をいたしていなないのであります。

で、私どもはやはり審議をいたします。以上は、そこまで考えるのが、地方に對する親切だと思うのです。だから財政上大したことはないとおつしやられますが、その点はやはり財政上大したことじやないという根拠をお持ちになればけつこうですが、それをお持ちにならずに、ただ財政的に大したことじやないだろと言われることは、これあまり親切じやないのじやないか、だからその点をひとつ承りたいたとえは地方財政委員会なり何なりの意見は、当然お聞きにならなければならぬと思うが、お聞きになつたのか、お聞きになつたならばどういう意見が出ておるか、お聞きになつてないとすれば、お聞きになる意思があるのか、お聞きにならずにやろうとされるのか、これは非常に重大なことであるから聞くわけですが、その点もう一度……。

点においては、私かわりはないと思うのです。そういう点でさつき書つたような、片方において、まだ地方の公務員の多くの部分の被選挙権が明確にされておらない場合に、これだけをやることは不適であるし、また消防団長といふよろな職は、職を利用する、被選挙の建前から申しましても、非常にこれは不適だと思いますが、この点でなぜじうじう規定を、特に消防団長に限つてお置きになつたのか、これをひとつお聞きしておきます。

○川本委員 消防団員だけを他の者よりも先んじて、公職選挙法の事務の規定から抜いたことが不公平だというような御意見ありました。これは消防組織法でございますが、消防団員以外のものまで抜くわけには參りませんで、今選挙小委員会の方で御研究になつておりますように、他の職務の職業に対しましては、公職選挙法の改正で論議され、抜くべきものはおとりになる。たゞ、この消防組織法は、これあなたが御承知のように、消防議員連盟などでは、昨年からやがましく言つて幾度も論議された問題であります。たゞ、この消防組織法は、少かつたのであります。廣く消防に關心を持ち、消防に關係しておられる衆参両院の議員の諸君を網羅したこの消防議員連盟に幾度も論議された結果、公職選挙法から消防団員の非常勤の者は抜く方がいいじゃないかという御意見が非常にありまして、当時は満場一致で、これをすみやかに法文化せよといふ御希望がありましたので、公職選挙法の改正が行われます以前において、この法の制定を見たのであります。お説のようによじこれをほかの職と同様に申します。

○川本委員 立花君の質問にもどうもは、あなたは選挙法の小委員会の委員ではありませんので、その方で十分御意見を述べていただきまして、他の業務に対しまして云々といふことは、消防組織法でありますから、遺憾ながら消防団員以外のことはこれを及ぼしません。その点御了承を願つておきます。

○立花委員 団長はどうですか。

○川本委員 同じことです。
○立花委員 それは違う。特別職で一般職とあります。團長は特別職に属するので同じというわけには行きません。だからこれは当然消防団長といふふうにしてするか。人數はどうするかといふような問題は、その市町村の自治体の消防上の必要によつて、それだけのものをきめたりすべてのことになります。
それからもう一つ任命の方はどういふふうにしてするか。人數はどうするかといふような問題は、その市町村の自治体の消防上の必要によつて、それが消防の方の人も来ておりますので、専門の方にゆつりお聞きになつた方が、私がお答えするよりもよくわかると思いますから……。

○立花委員 団員の義務です。
○川本委員 そういう事務上のいろいろこまかいことは、事務当局がおりますから、事務当局の者にお聞きする方がはつきりすると思うのです。

○立花委員 団長と團員というものは別々のものではない。そういう考え方で、現在あるものをそのまま任命するおつもりなのか、どういう形式で任命をおやりになるのか。また任命されました場合に、どういう義務的なことが生ずるのか。これは任命される者にとどまらずしては一身上の重大な問題なんですか。またこれを任命するという場合の消防団員連盟に幾度も論議された結果、公職選挙法から消防団員の非常勤の者は抜く方がいいじゃないかといふ御意見であります。私はこれでつづいてお話をいたします。

○新井政府委員 これは從来からもうあります。また消防団だけに限った問題ではございませんが、任命的大体消防団の団長であり消防団の役員というような人は、從来のわれく文上と解釈しては異議はございませんが、実際上の問題といたしますから、事務當局の者にお聞きする方ですから、事務當局の者にお聞きするのであります。公職選挙法、あるいは地方法等によりましても、非常勤はこれを別に取扱つているのは御存じの通りでありますから、われくこれに對して法文上の解釈としては異議はございませんが、公職選挙法の中から除く、しかもその所屬する團体は政治結社になります。もとより非常勤でありますので、これは一方においてはこれを非常勤として公職選挙法の中から除く、しかるにそれは選挙の上にいい影響は及ぼさないのです。このように考えて。ことに御承知のように、一たび選挙で争いますと、敵、味方にわかれでなく融和がとれない。従つて村のあるいは町のそれ以後の消防団の組織にも、これが非常に大きな影響を及ぼす可能性を

時に、公職選挙法の中でも抜いて行くのです。そこにおきまして、この方がもあるいはすつきりするかもしませんが、遺憾ながらこの方が先に歩いておるわけです。待つていてやるわけには行かないのです。先に行つたものは先にきませんので、先に行つたものは先にやりまして、ほかのものを抜く場合にではありません。あなたは選挙法の小委員会の委員で、あらせられますので、その方で十分御意見を述べていただきまして、他の業務に対しまして云々といふことは、消防組織法でありますから、遺憾ながら消防団員以外のことはこれを及ぼしません。その点御了承を願つておきます。

○立花委員 なぜわざで書いたのでありますか。
○川本委員 わけているのは職制があるからわけて書いただけで、同一のものなんですから、團員を抜く場合は、当然團長も抜かなければならぬでしよう。團長という名前があつて、團長という名前を入れたというにすぎないのです。

○河原委員 議事進行について……。質疑を打切つて、議事の進行をはかりに御異議ありませんか。

○前尾委員長 ただいまの河原君の動議に御異議ありませんか。

○立花委員 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○前尾委員長 御異議なしと認めます。

○門司委員 なぜこの際これを許します。これはこの際これを許します。

○門司委員 それでは、実はこれはさつきの討論のときに申し上げる意見であります。が、委員長のお許しを得て一応司亮君、質疑でなしに、發言ができます。

○門司委員 それでは、実はこれはさつきの討論のときに申し上げる意見であります。が、委員長のお許しを得て一応司亮君、質疑でなしに、發言ができます。

○門司委員 それでは、実はこれはさつきの討論のときに申し上げる意見であります。これは確かにそなつてあります。これは確かにそなつてあります。これは確かにそなつてあります。これは確かにそなつてあります。

○立花委員 団長と團員というものは別々のものではない。そういう考え方で、現在あるものをそのまま任命するおつもりなのか、どういう形式で任命をおやりになるのか。また任命されました場合に、どういう義務的なことが生ずるのか。これは任命される者にとどまらずしては一身上の重大な問題なんですか。またこれを任命するという場合の消防団員連盟に幾度も論議された結果、公職選挙法から消防団員の非常勤の者は抜く方がいいじゃないかといふ御意見であります。私はこれでつづいてお話をいたします。

○立花委員 団長と團員というものは別々のものではない。そういう考え方で、現在あるものをそのまま任命するおつもりなのか、どういう形式で任命をおやりになるのか。また任命されました場合に、どういう義務的なことが生ずるのか。これは任命される者にとどまらずしては一身上の重大な問題なんですか。またこれを任命するという場合の消防団員連盟に幾度も論議された結果、公職選挙法から消防団員の非常勤の者は抜く方がいいじゃないかといふ御意見であります。私はこれでつづいてお話をいたします。

持つてゐるというよう考へられる。

こういうように考へて参りますと、実質上の問題といたましても、きわめて考慮しなければならない問題がある

と考えますので、特にこの條項につ

きましては、ひとつ起案者並びに関係

当局におきましては、そういう間違い

のないように、十分御注意を願いたい

ということを、この機会に私は強く要

望いたましても、一応私の意見を終り

たいと思います。

○都次委員 この機会に一言希望を述べたいのですが、この法案の趣旨は

は「もつとも私どもは賛成であり

ますが、今日の消防の実情から見まし

て、先ほどいる／＼御議論がありまし

たが、財政的基礎を一日も早く充足い

たしまして、この消防の充実に資する

ようにする必要があると思う。特にこ

れは地方財政の一般交付金の問題に関連して充実しなければならないのであ

りますが、しかしさしあたつて消防の起債の問題に関しましては、当局も相

当考慮していただきたい、今日の時代におきましてはほかのものよりも優先して、この消防資材の充実に対する起債に対しましては許可せられるよう

に、当然努むべきだと思います。

可分であります、これに対しましてもやはり優先的な起債許可の配意をせられるように、特に要望しておくく次第であります。

なお地方財政一般平衡交付金等の問題に關しましては、警察の問題あるいは消防の問題に同じく関連しておるのでもこの充実方に対しましては、特に政府に対して嚴重に要望いたしまし

て、この法案を成立せしめたいと考えます。

○前尾委員長 それではこの際お諮ります。

いたします。本案を本委員会の成案として、これを委員会提出の法律案とす

るに賛成の諸君の御起立を願います。

○前尾委員長 起立多数。よつて本案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案とすることに決しました。

説明申し上げたいと存じます。

一、都道府県の議会の議員の選挙は三十日前に告示することになつてゐる

のを二十日前にすることに改めることと。なお都道府県の議会の議員の選挙と、都道府県知事または、都道府県の

教育委員会の委員の選挙を同時に行うと、投票所の開閉時間は、特別の事情の場合は、從来通り二十日前とするこ

と、投票所の開閉時間は、特別の事情の場合は、從来通り二十日前とするこ

会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに一定枚数の通常はがきの頒布を認めることとし、その費用は有料とすること。

八、長の決選投票の場合のポスターの枚数を規定すること。

九、選挙管理委員会の行う選挙当日のボスターのポスターの掲げ方を、選挙の前日及び当日においてすることに改めること。

十、市町村の選挙について、公営立会演説会を条例の定めるところにより開催し得る道を開くこと。

十一、五大市の市長の選挙について條例の定めるところにより、選挙公報を発行し得る道を開くこと。

十二、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに候補者の氏名等の掲示を行ふこと。

十三、その場所は一般投票区につき一箇所とすること。

十四、はがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の違反に対する罰則を設けること。

十五、五大市の選挙管理委員会と、その区の選挙管理委員会との職務権限の限界を、政令で定めるところにより

法律案の起草の経過並びに結果について、御報告いたしましたが、本案はさ

て、御報告いたしましたが、本案はさ

れましたと、地方選挙に相当の混乱を興

け、その他罰則規定中、所要の整備を

撤廻等、種々御意見がありましたこと、

以上公職選挙法の一部を改正する法

規則により行う地方選挙の期日の告示は、昭和二十六年四月三日に統一して

行うこととすること。

十九、その他これらに関連する必要ある規定の整備等を行うこと。であることをとすること。

十、市町村の選挙について、公営立会演説会を条例の定めるところにより開催し得る道を開くこと。

十一、五大市の市長の選挙について條例の定めるところにより、選挙公報を発行し得る道を開くこと。

十二、都道府県の議会の議員、市町村の議員、市町村長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに候補者の氏名等の掲示を行ふこと。

支管内(大島郡)十島村のうち黒島、竹島及び硫黄島の選挙区の所屬についての特例を設けること。

十八、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により行う地方選挙の期日の告示は、昭和二十六年四月三日に統一して

行うこととすること。

十九、その他これらに関連する必要ある規定の整備等を行うこと。であることをとすること。

十、市町村の選挙について、公営立会演説会を条例の定めるところにより開催し得る道を開くこと。

十一、五大市の市長の選挙について條例の定めるところにより、選挙公報を発行し得る道を開くこと。

十二、都道府県の議会の議員、市町村の議員、市町村長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに候補者の氏名等の掲示を行ふこと。

十三、その場所は一般投票区につき一箇所とすること。

十四、はがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の違反に対する罰則を設けること。

十五、五大市の選挙管理委員会と、その区の選挙管理委員会との職務権限の限界を、政令で定めるところにより

法律案の起草の経過並びに結果について、御報告いたしましたが、本案はさ

て、御報告いたしましたが、本案はさ

れましたと、地方選挙に相当の混乱を興

け、その他罰則規定中、所要の整備を

撤廻等、種々御意見がありましたこと、

以上公職選挙法の一部を改正する法

規則により行う地方選挙の期日の告示は、昭和二十六年四月三日に統一して

行うこととすること。

十九、その他これらに関連する必要ある規定の整備等を行うこと。であることをとすること。

十、市町村の選挙について、公営立会演説会を条例の定めるところにより開催し得る道を開くこと。

十一、五大市の市長の選挙について條例の定めるところにより、選挙公報を発行し得る道を開くこと。

十二、都道府県の議会の議員、市町村の議員、市町村長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに候補者の氏名等の掲示を行ふこと。

十三、その場所は一般投票区につき一箇所とすること。

十四、はがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の違反に対する罰則を設けること。

疑なり御意見があれば、これを許します。

○門司委員 委員長の報告の中に、ひとつおつしやつた点だと思いますが、海員の補充人名簿、並びに海員が地方選舉に十分投票のできるようにしてもらいたいということは、現行法では御存じのように、ほとんどこれが不可能になつておりますので、これをぜひ入れてもらいたい。この海員の問題につきましては、二つの形がございます。

一つは船員法による船員であります。いわゆる船員法の適用を受けておる二十トン以上の船の諸君の基本名簿はあるが、補充人名簿がないというこ

と。もう一つは、それ以下の港内船舶あるいは少し大型の漁船といふものに従事しておる者が居住の関係で、法の運用で適宜行われるということも、一面考えられるのであります。法文の中に明記してございません関係から、御承知のように家族は陸に置いておいて、自分の生活根拠といいますか、配給を受けます面が船の中にありますこと、居住の関係がきわめてあいまいな面があるわけであります。しかし実際はそこにあることは間違ひがないわけであります。こういう者に対しましても、明確に法文化し、できるだけ選挙権を與えるということが、正しい行き方ではないかと考えておりますので、法案の起草にあたりましては、なほこの点を十分御考慮を願いたいと考えておるのであります。

もう一つは、報告の中で私漏れおると思ひますことは、地方公務員法が制定をされまして、附則の二十項についております地方財政法第六條の規定

による業務、ガス、水道、電気、軌道

といふような、地方公務員法におけることは、一般的から除かれることになつておりますもの、これらの諸君に対する

立候補または兼職等が許されるよ

うなことになるかと存じますが、現

行法によりますと、なお從前の例によ

るといふことになつておりますと、政

治活動の面は政令二百一号ではさされ

ておりますが、立候補の点は、公職選

挙法で縛られておりまして、立候補で

きないという形になつております。そ

の間のきわめて時間的の微妙な関係を

持ち合せておりますので、従つてこれ

を当然はずされるべきのものが、現行

法によつて、法律の制定の時期によつてこれが制約されるといふことは、わ

れわれとしては非常に不本意であります

ので、ぜひこの間の事情を十分にひ

とつ調査をしていただきまして、いす

れかによつてこれらの諸君がやはり被

選挙権を得るよう、ぜひお運びを願

いたいと考えておるのであります。

さらに同法附則第二十一号に規定さ

れております例の單純労務の問題であ

りますが、これは法律が間に合いませ

んで、政令で一応わくがきめられて、

單純労務として、一般職からはずされ

いなく、これが現職のまま立候補の

できるよう定められておるのであります。

従つてこれらに対しましては政令

である関係から、政府がこれを決定す

ればよし、政府がもし、われくはそ

ういう氣持で法律をこしらえたが、し

かし政令でこれは規定しなかつたとい

うことになると、法律だけがきて、そ

実質上の問題としては何にもならない

というようなことができないとも限り

ませんので、従つてこの法案の制定に

対しましては、その間われくも十分

努力はいたしますが、委員長もひとつ

努力をせられて、遺漏のないようにな

らうことを、この機会に希望いたします。

○立花委員 その点に関連して、実は

私どもの方でもいきさつを調査したの

ですが、昨日でしたか、参議院の方で、

労働大臣並びに局長が、地方公務員の

公共企業關係労働法あるいは單純労務

に関する労働法、これは多分五月にも

出せないのでないか、本国会には問

に合わないのぢやないかといふことを

言つていいわけです。私どもの選挙の

小委員会においては、そちらの方で規

定するのがいいぢやないか、一応そち

らの方とにらみ合せて考慮しよう、と

いうところまで話が来ておつたのです

が、実は調べてみますと、労働省の方

ではもう本国会に間に合わないといふ

ようなことを、所管省のおえら方が言

つておりますので、これは一度お打合

りたいと考えておるのであります。

第九條を次のように改める。

第九條 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならぬ。

九 消防の用に供する設備、機械

器具及び資材の検定に関する事項

第四條第九号を次のようにより改

正する。

第五條第一項を次のように改め

る。

第九條を次のように改める。

第九條 市町村は、その消防事務を

処理するため、左に掲げる機関の

全部又は一部を設けなければならない。

消防團長は、消防團の推薦に基

き、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

消防團長は、市町村長の承認を得て、消防團員を任命し、一定の事由により罷免する。

消防團員は、上司の指揮監督を受ける、消防の事務を掌る。

第十五條第一項中「服務」と宣誓、

方公務員法の規定に基き、「地

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

四 消防職員及び消防団員の訓練

それ第三項及び第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

消防更員の階級の基準は、國家

消防厅が準則で定める。

第十二條中「條例に従い、」を地

方公務員法の規定に基き、「地

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

四 消防職員及び消防団員の訓練

同條第二項中「宣誓、」を削る。

第十五條の二第三項を次のように改める。

消防團員の任免、給與、服務そ

の他の事項は、常勤のものについ

ては、地方公務員法の定めるところにより、非常勤のものについて

は、市町村条例でこれを定める。

消防團員の定員は、市町村條例でこれを

で、その訓練、礼式及び服制に関

する事項は、國家消防庁の定める

準則に則り、市町村規則でこれを

定める。

同條の次に次の二條を加える。

第十五條の三 市町村の消防團に、

消防團長及びこの法律の規定に従

い、有効に消防を行ふに必要且つ

適當な階級のその他の消防團員を

置く。

消防團長は、消防團の推薦に基

き、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

消防團長は、市町村長の承認を得て、消防團員を任命し、一定の事由により罷免する。

消防團員は、上司の指揮監督を受ける、消防の事務を掌る。

第十五條の四 消防團員で非常勤の

ものが公務に因り死亡し、負傷

し、若しくは疾病にかかり、又は

公務に因る負傷若しくは疾病によ

り死亡し、若しくは廃疾となつた

場合においては、市町村は、その

消防團員（消防團長を置かない市

町村にあつては財政その他的事情

の類似する他の市町村の消防團員）の例に準じ、その消防團員又

はその者の遺族若しくは被扶養者

〔参照〕 消防組織法の一部を改正する法律案 消防組織法の一部を改正する法律

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

一一〇

がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第十七條第二項中「都條例に従い、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 國家消防庁は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導

道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導

道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導

道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導

る。

第四章中第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町村とみなし、町村の全部事務組合又は役場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、消防職員及び消防団員の任免、給與、服務その他の事項に関しては、地方公務員法中の各相当規定がそれぞれの市町村に適用されるまでの間は、当該市町村については、第十二條、第十五條、第十五條の二第三項及び第七條第二項の改正規定にかかわらず、なお、從前の例による。

2 公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項に次の二号を加え、同條第三項中「第一号及び第二号」を第一号、第二号及び第四号に改める。

四 消防團長その他の消防團員

（常勤の者を除く。）

この法律施行の際現に公職選舉法の規定によりその期日を公示又は告示してある選舉に關しては、改正後の同法第八十九條の規定にかかるらず、なお、從前の例による。

3

昭和二十六年二月二十八日印刷

昭和二十六年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所